

振り込め詐欺の状況等について

～ 平成20年11月

携帯電話不正利用防止法説明会資料 ～

警察庁刑事局刑事企画課

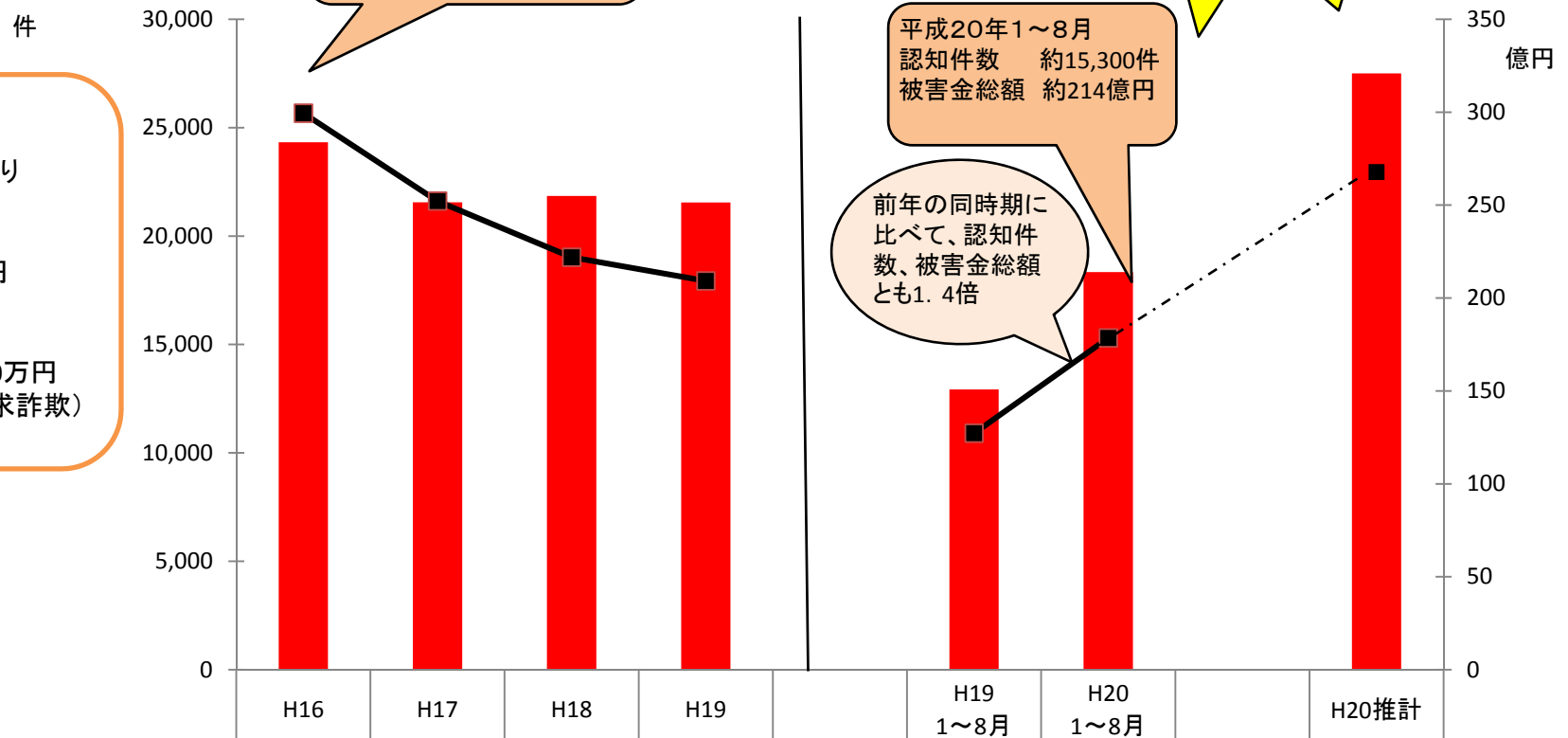
1 被害状況

～ 急増する被害 ～

振り込め詐欺は、
平成15年の夏頃から
発生が目立ち始めた。

平成16年
被害発生のパーク
認知件数 約25,700件
被害金総額 約284億円

振り込め詐欺
1件当たり
平均被害金額
142万円
最高被害金額
1億5,500万円
(架空請求詐欺)



平成20年(推計値)
このままのペースで推移すれば、
過去最悪の被害に！！

平成20年1～8月
認知件数 約15,301件
被害金総額 約214億円

前年の同時期に
比べて、認知件
数、被害金総額
とも1.4倍

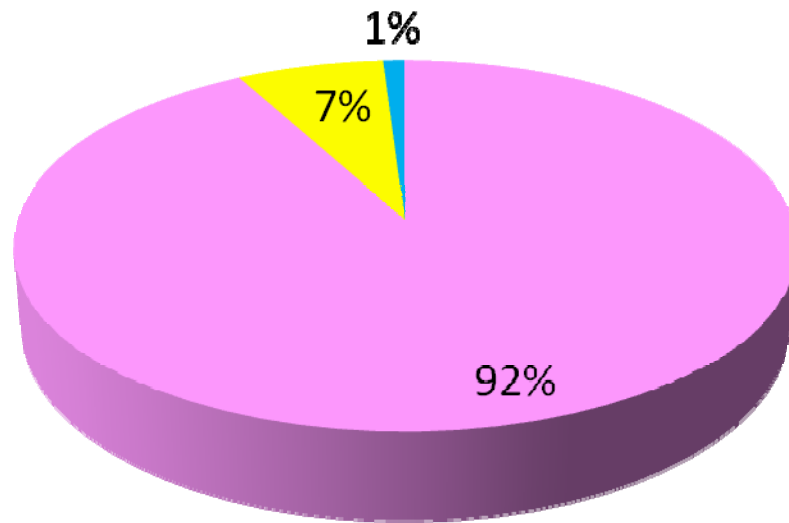
■ 振り込め詐欺の被害金総額(億円)	283.8	251.5	254.9	251.4		150.8	214.0		320.9
—■ 振り込め詐欺の認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930		10,906	15,301		22,951

2 被害者の状況

～ 知っていても、騙されてしまう ～

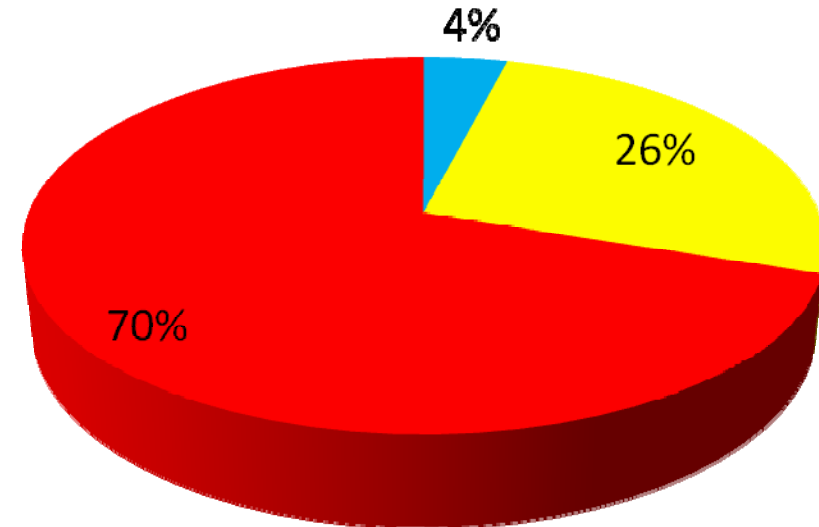
振り込め詐欺の認知度

■ 知っていた ■ 詳しくは知らなかった ■ 知らなかった



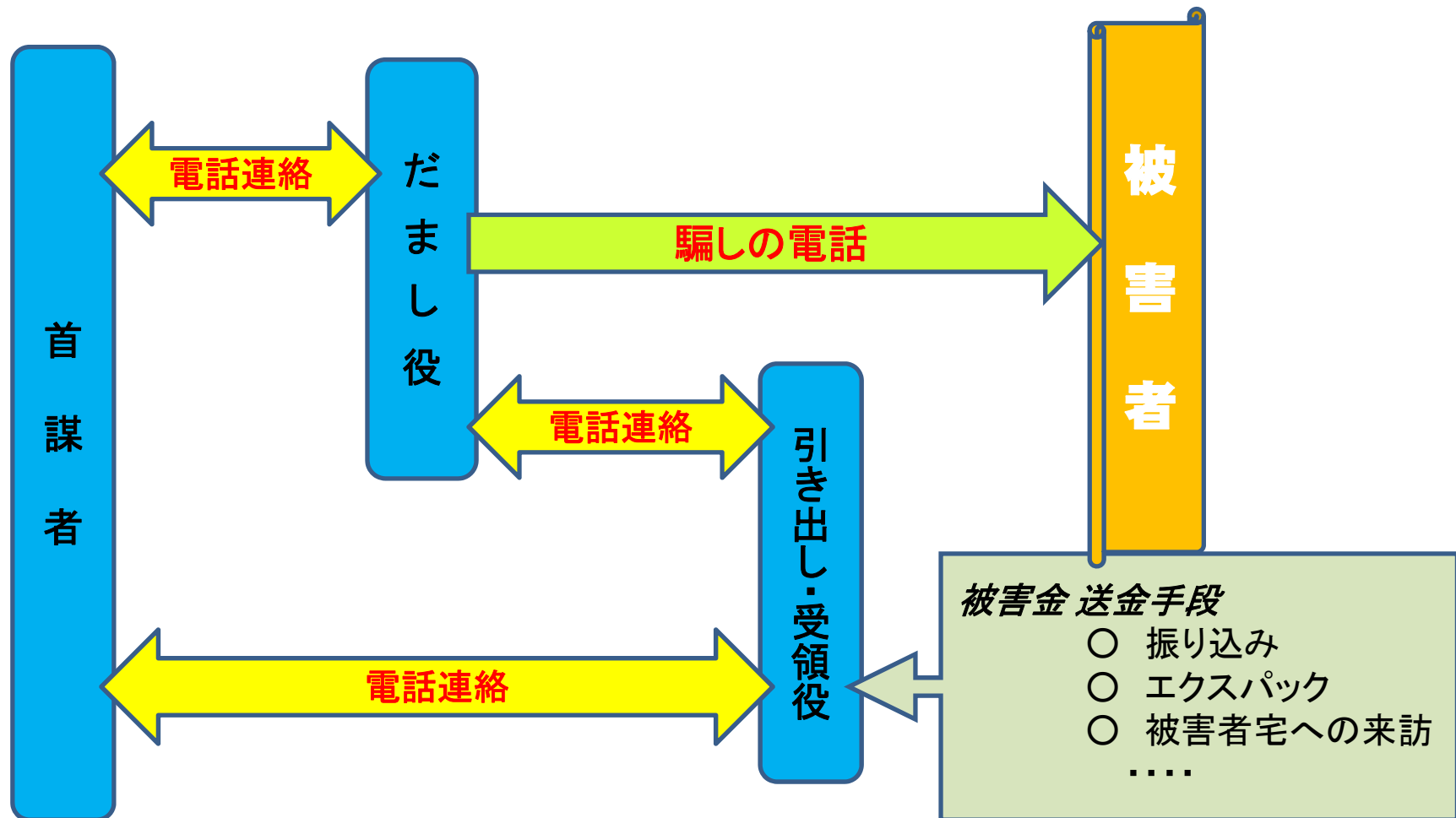
振り込め詐欺を疑ったか

■ 疑った ■ 疑ったが信じてしまった ■ 全く疑わなかった

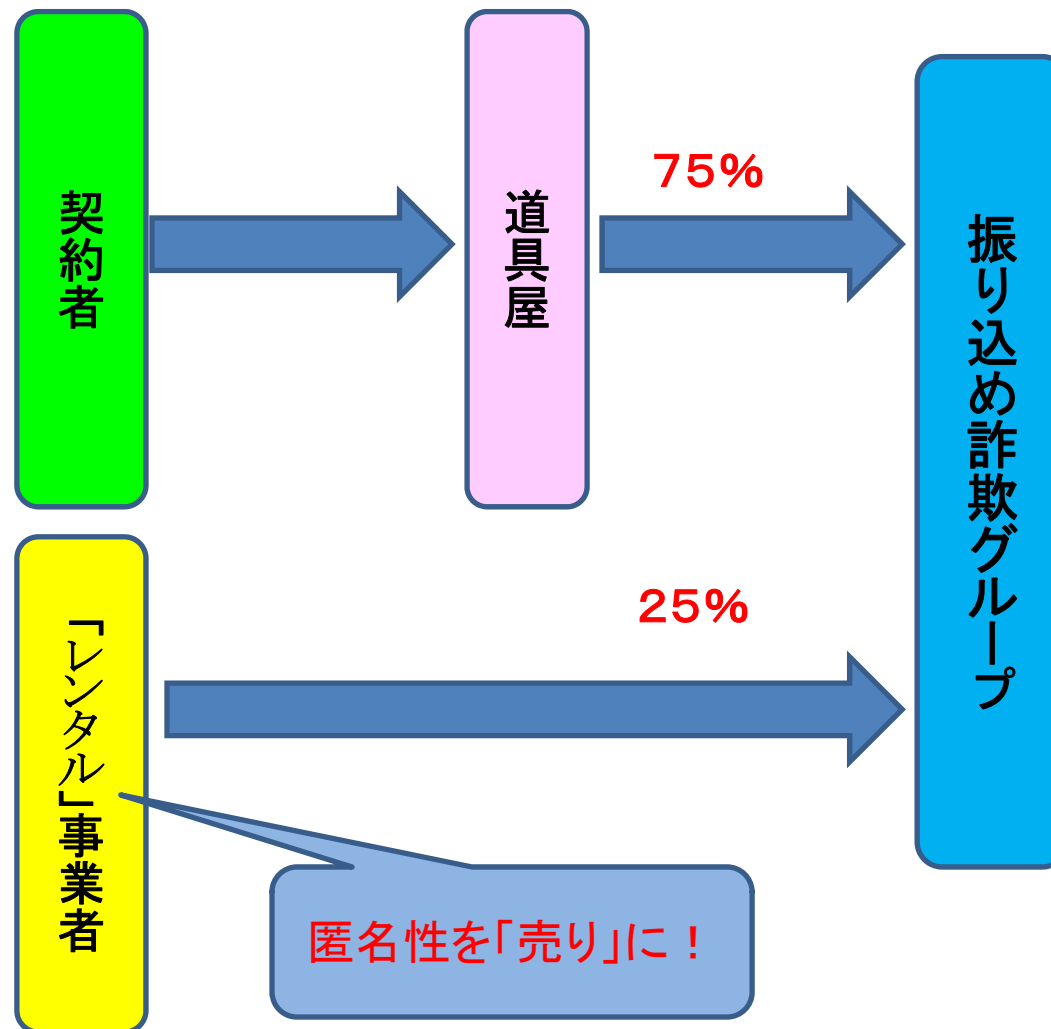


○千葉県警アンケート：H18.12～H19.12認知 n=約700人

3 振り込め詐欺と携帯電話 ～ 必須、不可欠のツール ～

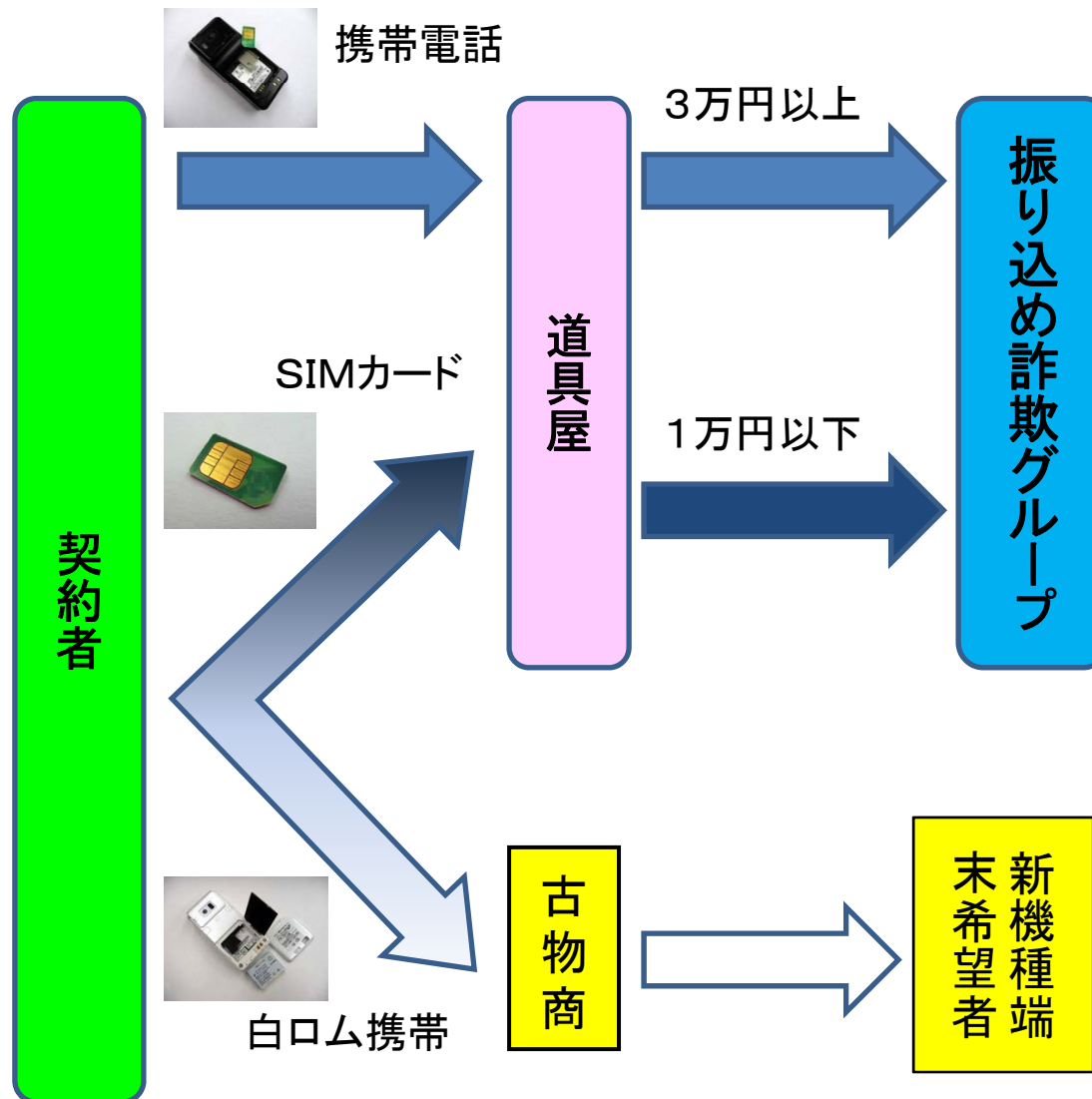


4 振り込め詐欺と携帯電話 ～ 2つの入手ルート ～



H19中に警察
が把握した振
り込め詐欺利
用電話中、
25%
が把握済み
の「レンタル」
事業者名義
のもの。

5 SIMカードの流通



振り込め詐欺
グループの犯
行拠点から、
SIMカード
が押収される
事例が散見さ
れる。

6 携帯電話不正利用防止法改正の概要

～ 平成20年法律第76号 ～

- 1 契約者特定記録媒体(いわゆるSIMカード)に対する規制
契約者特定記録媒体について、通話可能端末設備と同様の規制を課すこととされた。
- 2 通話可能端末設備等の貸与業者に対する本人確認義務の厳格化等
 - ① 貸与業者に対し、総務省令で定める方法による貸与時本確認を義務付けることとされた。
 - ② 貸与業者対し、貸与時本人確認記録の作成及び保存を義務付けることとされた。

7 今後の振り込め詐欺対策

振り込め詐欺撲滅アクションプラン

平成20年7月15日策定・公表

振り込め詐欺を撲滅し、真に安心、安全な社会を取り戻すため、官民を挙げた取組みを推進する。

1 振り込め詐欺の検挙の徹底

- ・通信履歴の保存について関係事業者からの協力を得るなどによる捜査の効率化
- 「道具屋」や悪質なレンタル携帯電話事業者の取締りの徹底

2 ATM周辺における対策

- ATM周辺における、顧客に対する注意喚起や声掛け
- 顧客に対する、1日当たりのATM利用限度額引下げの推奨
- ・携帯電話を使用しながらATMを操作しない環境整備
- ・サングラスや帽子の着用により顔の見えない状態でATMを操作しない環境整備
- ・犯罪に悪用されている口座を監視するシステムの導入

3 匿名の携帯電話と口座対策

- 契約時と譲渡時における、より確実な方法による本人確認の実施
- ・個人による携帯電話や口座の多数契約の抑制
- ・携帯電話や口座の違法な売買やレンタルに係る広告の掲載拒否又は削除

取締りの徹底

容易に犯行ができない
環境づくり

4 被害予防活動の徹底

- ・最新の手口に関する具体的な情報の提供
- ・送金を急ぎ立てるような電話を受けた際の対応についての広報の徹底
- ・高齢者に対する注意喚起の徹底

・振り込め詐欺被害回復法の施行

○はこれまでの対策においても実施していた施策をより強化するもの。